

安定ヨウ素剤の配布状況について

1. 安定ヨウ素剤は、原発立地 6 町（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町）には、福島県の防災計画に基づき、事前に配布されていたところ。
2. 今回の福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、福島県の要望により、屋内退避区域である 30 km 圏内を超える区域の市町村役場（25 市町村）に対し、約 151 万錠、約 75 万人分の安定ヨウ素剤を配備し、各市町村が保管している。
3. 安定ヨウ素剤は、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」に提案されている小児甲状腺等価線量 100 mSv が予測される場合に、原子力災害現地対策本部の指示に基づき、医療関係者の立ち会いの下で服用するものである。
4. 放射線防護対策としては、まず、屋内退避、避難等を行うことが重要であり、安定ヨウ素剤は、それらの対策を補完するために服用するものである。今回の事故においては、地域住民が十分早期に退避することができたため、結果として安定ヨウ素剤の服用を必要とする者はいなかった。

富城縣

50km

30km

20km

10km



- ・現在の避難区域(20km圏内)及び屋内待避区域(30km圏内)を大きく超える区域(約50km圏内)の市町村(25市町村)の役場に必要量のヨウ素剤を配備済み。
- ・現地災害対策本部の指示があれば、住民に配布。